

2.4 退職金の決定と支払い

※労働基準法第89条等では退職手当と表記されているが、本項では退職金と表記。

1 退職金とは

退職金は、賃金の後払い、勤続への功労報償及び退職後の生活保障等の性格があるとされるが、法律上支給が義務付けられているものではなく、退職金の定めをする場合には、就業規則に「適用される労働者の範囲」、「退職手当の決定・計算・支払方法・支払時期」を定めなければならない【労働基準法第89条第1項第3号の2】。

労働基準法第11条では、賃金の定義について「この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう」と規定されており、恩恵的な給付は原則として賃金とみなされないが、労働協約、就業規則、労働契約等によってあらかじめ支給条件が明確なものは賃金に当たるとされている【昭22.9.13 発基17号】。ゆえに、退職金が賃金にあたるか否かは、その定めの内容（金額、計算方法等）から個別具体的に判断されることとなる。

【賃金については、「No.18」参照】

なお、就業規則等に退職金に関する規定がない場合であっても、退職者のほぼ全員に退職金が支給され、支給基準も同一であった場合は、労使慣行が成立しており、また、退職金を支払う旨の合意が成立していたものと認められ、退職金を請求できるとされた裁判例がある【大戸商会事件 東京地判 昭48.2.27】。

2 退職金と減額等

懲戒処分を受けるなどした場合に退職金を減額や不支給とすることについて、裁判例では、就業規則等で懲戒解雇になった場合の不支給を定めていても、**賃金**の後払い的性格が強い退職金について全額を不支給とするには、それが当該労働者の永年の勤続の功を抹消してしまうほどの重大な不信行為があることが必要であるとされたものがある【小田急電鉄事件 東京高判 平15.12.11】。

また、在職中に競業会社を設立して取締役就任し、在職中・退職後の秘密保持義務に違反した基幹社員2名について、「退職金の功労報償的な性格に照らし、勤続の功を抹消する程度にまで著しく信義に反する行為があったと認められるときは退職金の全部又は一部を不支給とすることができる」としたものもある【ピアス事件 大阪地判 平21.3.30】。

なお、厚生労働省は令和5年7月に「モデル就業規則」を改訂し、それまで記載されていた「勤続年数が一定基準以下の場合の退職金不支給」及び「自己都合退職の場合の退職金の減額」に関する記載が削除された。これは、このような規定が転職の障壁になっているとの指摘によるもので、政府は成長産業への労働移動（転職）促進を経済成長につなげる施策の一つと位置付けている。

3 退職金の支払いと時効

労働基準法では、労働者が退職に際して賃金等の支払いを請求した場合、（争いがある場合には異議のない部分を、争いがない場合は全額を）使用者は7日以内に支払わなければならない【労働基準法第23条】としているが、退職金については通常の賃金とは異なり、あらかじめ就業規則等で定められた支払時期によることとなる【昭26.12.27 基収5483号、昭63.3.14 基発150号、婦発47号】（支払時期を定めていない場合は、労働基準法第23条の適用を受けるとされている）。

また、退職金の請求権にかかる時効は5年である【労働基準法第115条】。

4 退職金と使用者が労働者に対して有する債権との相殺

退職金は、その支給について就業規則等に定めがある場合、労働基準法上の賃金に当たるとされることから、賃金の「全額払い」の原則【労働基準法第24条第1項】が適用され、法令や労使協定等の根拠

を有するもの（所得税、社会保険料、組合費、財形貯蓄等）を除き、一部を控除して支払うことはできない。

判例では、「労働者の賃金債権に対しては、使用者は、使用者が労働者に対して有する債権をもって相殺すること~~を~~許されないと趣旨を包含するものと解するのが相当である。このことは、その債権が不法行為を原因としたものであっても変りはない」【日本勧業経済会事件 最大判 昭36.5.31】とされている。

なお、労使間の合意によって賃金債権と使用者が労働者に対して有する債権とを相殺することについて、それが労働者の完全な自由意思によるものであると認めるに足りる合理的な理由が客観的に存在するときは、全額払いの原則には反しないとした判例【日新製鋼事件 最二小判 平2.11.26】がある。

[退職にかかる労働者側の制約・義務については、「No50」参照]

5 退職金と「同一労働同一賃金」

無期契約労働者に対して退職金を支給する一方で有期契約労働者にこれを支給しないことは、同一労働同一賃金の原則に照らしても、不合理と認められるものには当たらないとされた判例がある【メトロコマーンス事件 最三小判 令2.10.13】。

6 定年延長と退職金

65歳までの雇用確保措置の義務付け、70歳までの就業確保措置の努力義務化に関連して、定年年齢を引き上げる際の退職金の運用について問題となる場合がある。

例えば、定年を60歳から65歳まで引き上げた場合に、60歳で支給していた退職金を65歳で支給することとした場合、退職金の支給時期が5年遅くなることが軽視できない不利益な変更にあたる場合もあり得るため、就業規則の変更に当たっては労使間で十分協議する必要がある。

60歳時点で退職金相当額を一時金として支払うことも一つの方策であり、所得税基本通達30-2(5)においてはこのような一時金について、退職所得として税制上の優遇を受ける余地が認められている。

また、定年延長後も退職金の算定につき当面60歳までの勤続年数を基礎とすることについて、「退職金算定の基礎となる勤続年数をどのように定めるかは、基本的には事業主の裁量の問題であって、必ずしも延長期間を組み入れなければならない法的根拠は見当たらない」とした裁判例【大阪第一信用金庫事件 大阪地判 平15.7.16】がある。

☆ 所得税基本通達 法第30条《退職所得》関係（国税庁ホームページ）

<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/shotoku/04/04.htm>

7 退職金の明細書及び所得税の源泉徴収について

給与とは異なり、退職金の支払者は明細書を発行する法的義務を負わない。

しかし、退職金の支給に当たっては、所得税法第203条第1項及び同条の2の規定に基づき、労働者が退職時に「退職所得の受給に関する申告書」を退職金の支払者に提出し、退職金の支払者はこれに基づき所得税を源泉徴収して翌月10日までに税務署に納めることとされており（申告書の提出がない場合、20.42%の税率による源泉徴収が行われるため、原則として労働者は自ら確定申告を行う必要がある）、かつ、同法第226条第2項の規定により、退職金の支払者は退職所得に係る源泉徴収票について、退職日から1月以内に退職者（税務署・市町村への提出は受給者が法人の役員である場合のみ必要）に対し書面等により交付する義務がある（死亡退職の場合を除く）と罰則付き（同法第242条：1年以下の懲役（※）または50万円以下の罰金）で規定されている。（※）令和7年6月から「懲役」「禁錮」は「拘禁刑」に一本化される。

8 その他の退職金制度

従業員の退職に備え退職金を積み立てる方法には、社内準備、中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度、金融機関等の積立型保険等を使う方法がある。

そのうち、中小企業退職金共済制度及び特定退職金制度の概要は次のとおりである。

(1) 中小企業退職金共済制度（略称：中退共）

中小企業の中には独自に退職金制度を設けることが困難な企業もあるため、中小企業者の相互扶助の精神と国の援助で退職金制度を確立し、中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与すること等を目的として、中小企業退職金共済法に基づき中退共制度が設けられている。

この制度は、一定の要件を満たす中小企業が加入できる社外積立型の退職金制度であり、掛金の全額を事業主が負担して社外機関に積み立て、社外機関が被共済者（労働者）に退職金を支給する方式のため、「使用者が労働者に支払う」ものではない。したがって、掛金も退職金も労働基準法上の「賃金」とはいえないが、被共済者が退職した場合、就業規則等に支払基準の定めがなかったとしても、被共済者には中小企業退職金共済法に基づき請求権が発生する【**中小企業退職金共済法第10条第1項**】。

なお、退職金の受取りについては、事業主から「退職金共済手帳（請求書）」の交付を受けた退職者本人が中退共に直接請求することとなる。

☆ 中退共制度については、[独立行政法人勤労者退職金共済機構ホームページ](https://www.tais yokukin.go.jp/index.html)を参照。

<https://www.tais yokukin.go.jp/index.html>

☆ [独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部](http://chutaikyo.tais yokukin.go.jp/access/access02_06.html)

http://chutaikyo.tais yokukin.go.jp/access/access02_06.html

(2) 特定退職金共済制度

国の承認を受けた特定退職金共済団体（商工会議所、商工会等）が実施する制度であり【**所得税法施行令第73条**】、上記（1）の中退共制度との重複加入が認められている（ただし、他の特定退職金共済制度との重複加入は不可）。

中退共制度と同様に、掛金は事業主が全額を負担し、支払われる給付金（退職金）は退職した本人の預金口座に振り込まれるが、請求は事業主が行うこととなっている。

☆ [特定退職金共済制度](http://www.osaka.cci.or.jp/Jigyoku/Kyousai_Hoken/taishokukin.html)については、各商工会議所等のホームページを参照。

http://www.osaka.cci.or.jp/Jigyoku/Kyousai_Hoken/taishokukin.html（大阪商工会議所）

9 企業年金制度

一時金として支払われる退職金の他に、企業によっては、厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金等の企業年金制度を設けている場合もある。

☆ 厚生年金基金については、[企業年金連合会ホームページ](https://www.pfa.or.jp/)を参照。

<https://www.pfa.or.jp/>